

第45号議案

長岡京市税条例等の一部改正について

長岡京市税条例（昭和25年長岡京市条例第1号）及び長岡京市税条例の一部を改正する条例（昭和26年長岡京市条例第10号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年6月9日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市税条例等の一部を改正する条例

(長岡京市税条例の一部改正)

第1条 長岡京市税条例(昭和25年長岡京市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第32条の7 【略】</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 【略】</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第34条の3の2 【略】</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第32条の7 【略】</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 【略】</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第34条の3の2 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p>で定めるところにより、<u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、<u>第1項及び第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第50条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載</p>	<p>2 <u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、<u>第1項及び第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第50条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載</p>

改正後	改正前
<p>すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の方法等)</p> <p>第36条 個人の市民税は、第41条、第44条の2第1項、第44条の5又は第50条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u> (個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第39条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の府民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>2 【略】 (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第41条 【略】</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収</p>	<p>すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第36条 個人の市民税は、第41条、第44条の2第1項、第44条の5又は第50条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 【略】 【加える】</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第39条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び府民税額の<u>合算額</u>（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第44条第1項又は第44条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>2 【略】 (給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第41条 【略】</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法</p>

改正後	改正前
<p>する。ただし、第34条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときはこの限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申し出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 【略】</p> <p>5 給与所得者に対して給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものに限る。）を通じて当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額</p>	<p>によつて徴収する。ただし、第34条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときはこの限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申し出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 【略】</p> <p>5 給与所得者に対して給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものに限る。）を通じて当該異動によつて従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額</p>

改正後	改正前
<p>(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申し出があつたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収する。ただし、当該申し出が翌年の4月中にあつた場合において特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、これによらないことができる。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第44条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、</p>	<p>(既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。)を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申し出があつたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、当該申し出が翌年の4月中にあつた場合において特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認めるときは、これによらないことができる。</p> <p>6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第44条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当す</p>

改正後	改正前
<p>特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第38条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>る税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第38条第1項の納期がある場合においては、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p>
<p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合も含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p>	<p>2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合も含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>
<p>（公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収）</p>	<p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p>
<p>第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者</p>	<p>第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納</p>

改正後	改正前
<p>の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第41条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第38条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別</p>	<p>税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第41条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第38条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第44条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特</p>

改正後	改正前
<p>徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第38条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第38条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p>
<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p>	<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>
<p>(種別割の税率) 第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 【略】 イ <u>2輪</u>のもので、総排気量が50C</p>	<p>(種別割の税率) 第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 【略】 イ <u>二輪</u>のもので、総排気量が50C</p>

改正後	改正前
<p>Cを超え90CC以下のもの又は定格出力が600ワットを超え800ワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ <u>2輪</u>のもので、総排気量が90CCを超えるもの又は定格出力が800ワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ <u>3輪</u>以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>)で、総排気量が20CCを超えるもの又は定格出力が250ワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 【略】</p>	<p>Cを超え90CC以下のもの又は定格出力が600ワットを超え800ワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ <u>二輪</u>のもので、総排気量が90CCを超えるもの又は定格出力が800ワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ <u>三輪</u>以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距(<u>二</u>以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの</u>を除く。)で、総排気量が20CCを超えるもの又は定格出力が250ワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 【略】</p>

(長岡京市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡京市税条例の一部を改正する条例(昭和26年長岡京市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 【略】</p> <p>2~17 【略】</p> <p><u>18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 【略】</p> <p>2~17 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>

改正後	改正前
<p>第10条の3 【略】</p> <p>2～11 【略】</p> <p>12 <u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>13・14 【略 項の繰下げ】 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、</p>	<p>第10条の3 【略】</p> <p>2～11 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>12・13 【略】 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、</p>

改正後	改正前
同項の不足額に、これに <u>100分の35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	同項の不足額に、これに <u>100分の10</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中長岡京市税条例第79条第1号エの改正及び附則第3条第1項の規定（第2条の規定による改正後の長岡京市税条例の一部を改正する条例附則（以下「改正後の改正条例附則」という。）第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第1条中長岡京市税条例第32条の7第2項並びに第36条の見出し及び同条第1項の改正、同条に1項を加える改正並びに第39条、第41条、第44条、第44条の2及び第44条の6の改正並びに第2条中長岡京市税条例の一部を改正する条例附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（改正後の改正条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中長岡京市税条例第34条の3の2の改正及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

2 改正後の改正条例附則第10条の2第18項及び第10条の3第12項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1項第2号に掲げる規定による改正後の長岡京市税条例及び改正後の改正条例附則の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第1項第3号に掲げる規定による改正後の長岡京市税条例第34条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき長岡京市税条例第34条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1項第1号に掲げる規定による改正後の長岡京市税条例第79条第1号エ及び改正後の改正条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度

分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 改正後の改正条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。